２　市町村議会で議決した意見書（平成 26 年９月議決分）

平成 26 年 10 月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 26 年９月 30 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は，公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また，生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが，教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、下記事項の実現について特段の配慮をするよう求めます。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額等、私学助成金を更に充実させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 26 年９月 30 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣 【件　　　名】「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書 手話は、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使って表現する、独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。 しかし、ろう学校では手話は禁止され，社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。 平成 18 年 12 月に国連総会で採択された「障害者権利条約」には、手話は言語であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府では国内法の整備を進め、平成 23 年８月に公布・施行された「改正障害者基本法」は「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけています。 手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更に手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。 よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求めます。 記 手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更に手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 26 年９月 30 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書 現在、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 その内容は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校，私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国が負担・支援するものであり、平成 23 年度の国の補正予算において、平成 26 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。 事業対象の子どもの数は全国で、平成 23 年度 67,639 人、平成 24 年度 58,352 人、平成 25 年度 52,436 人であり、支援の継続が必要です。学校現場からも平成 26 年で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。 よって、国においては、このような状況をふまえ，経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、下記事項を実現するよう強く求めます。 記 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成 27 年度以降も引き続き、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 26 年 10 月３日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 【件　　　名】地方財政の充実・強化を求める意見書 （趣旨） 公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、政府においては 2015 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図り、地方財政の充実と強化を図るよう求める。 （理由） 被災地の復興、子育て・医療・介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地方の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。 また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが論議されており、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方財源を確立することが極めて重要である。 地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に把握するためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。 公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求める。 記 １　地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき一方的に決めることなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。 ２　社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。 ３　復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体が復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する 2016 年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。 ４　償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であり、現行制度を堅持すること。 ５　地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となってい

市町村議会名	意見書の内容
	ることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。 6　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた対策を引き続き講じるなど財政拡充措置を図ること。 7　人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の誘導策であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 26 年 10 月３日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】手話言語法制定を求める意見書 （趣旨） 　手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、ろう者が社会生活を営むために必要な情報の提供やコミュニケーションを保障し、自由に手話が使える社会環境整備を目的とした「手話言語法」を早期に制定するよう求める。 （理由） 　手話とは、言葉を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情により表現する独自の語彙や文法体系をもつ言語である。「音声が聞こえない」、「音声で話すことができない」ろう者にとって手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。 　平成18年12月に国連総会において障害者権利条約が採択され、手話が言語として国際的に認知された。 　政府は障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年８月に成立した「改正障害者基本法」で、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、手話は言語に含まれることを明記した。 　さらに、同法第22条では国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、ろう者が社会に自由に参加できる環境整備を国として実現する必要がある。 　よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。 　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 26 年 10 月３日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続を求める意見書 （趣旨） 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、被災者の生活再建の目途がつくまでは、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続することを求める。 （理由） 東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われている。 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するもので、2011年度の国の補正予算において、2014年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設された。 事業対象の子どもの数は全国で、2011年度67,639人、2012年度58,352人、2013年度52,436人となっており、支援の継続が必要な状況となっている。学校現場からも2014年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いている。 よって、国においては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、被災者の生活再建の目途がつくまでは、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成26年９月25日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、復興大臣 【件　　　名】ＪＲ大船渡線を鉄路により早期復旧するよう東日本旅客鉄道株式会社に対して指導・助言を行うことを求める意見書 東日本大震災前、ＪＲ大船渡線は、通勤や通学、通院など、日常生活における沿線住民の足として、また、観光振興や都市間交流の促進を図る手段として、たいへん重要な役割を果たしてきました。 現在、盛・気仙沼間は、東日本旅客鉄道株式会社から提案されたバス高速輸送システム（ＢＲＴ）による運行が行われておりますが、これはあくまでも代替交通手段であり、鉄路による本復旧を要望しております。 本年２月にＪＲ東日本は、被災地域を回避し高台移設を盛り込んだルート案による概算の復旧費用を提示しましたが、その総額は400億円にも上り、うち270億円は国、自治体への支援を求めるものであります。 こうした多額の費用を沿線自治体が負担することは到底困難であり、依然として鉄路復旧の見通しは立っておりません。 三陸沿岸地域の住民の生活の足を確保するためにも、また、被災地域の１日も早い復興を実現するためにも、ＪＲ大船渡線の鉄路による早期復旧を強く望むものであります。 よって、国においては、ＪＲ東日本に対して、被災したＪＲ大船渡線が鉄路として早期に復旧されるよう、指導・助言等の措置を行うよう強く要望します。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】政府による緊急の過剰米処理を求める意見書 2014年産の米の概算金が、岩手県では60キロ8,400円と、昨年より2,800円下落し、政府の「成長戦略」で10年後の担い手目標として掲げる「生産費４割減」に相当する60キロ約9,600円を各地で割り込むなど過去最低の水準に下がっています。また、農林水産省が公表した６月末の米の民間在庫数量は255万トンで、前年同期と同様の高水準で推移しています。収穫を迎える2014年産米は、東北が「やや良」、北海道が「良」の豊作基調になっており、供給が需要を上回る需給緩和の状況が、過去10年で最も深刻になるとの予測が出ています。 稲作農家の経営は、米直接支払交付金半減の影響や、米価変動補填交付金が事実上廃止されたことで、厳しいものとなっています。そのような中、米価がさらに下落すると、一層厳しくなることは明らかです。特にも、小規模農家の経営への影響は大きいものと思われます。政府は、主食用米から飼料用米への転換について、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、生産現場では十分な対応ができない状況にあります。 米価の下落は、今年６月末の民間在庫が２年前に比べて75万トンも増える見通しを政府において立てていながら、効果的な施策を講じていないことが要因であり、また、攻めの農政改革で、５年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも一因であると思われます。 主食である米の需給と価格の安定を図るのは、政府の重要な役割であり、政府による備蓄米の買い入れは、需給引き締めの効果が期待されます。過剰基調が明確になっており、政府の主導で需給の調整を行い、早急に対策を立てることが求められます。 よって、国及び政府関係機関においては、これらの実情を深く理解され、備蓄米の買い入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、社会保障・税一体改革担当大臣 【件　　　名】消費税増税に関する慎重な対応を求める意見書 平成26年４月から６月期の実質国内総生産（ＧＤＰ）は前期比マイナス1.7％、年率換算マイナス6.8％と大幅な落ち込みとなりました。また、総務省が公表している家計調査の結果を見ても４月の消費税引き上げ後に落ち込んだ消費の回復が遅れていることは明らかであり、現金給与総額は増加傾向が続いているものの、消費税の増税分を含めた物価上昇をカバーできていないのが現状です。 このような中、政府は消費税率を平成27年10月に８％から10％へ引き上げるかどうかについて、平成26年内に最終判断をするとしています。財政の立て直しは急務であるため、再増税を先送りするリスクは大きいとの声もありますが、再増税で景気が大きく悪化する強い懸念もあります。 東日本大震災から３年半以上が経過しましたが、震災による影響は、東北地方を中心にまだまだ大きく響いており、さらに、全国各地で発生した自然災害による被害も甚大なものとなっています。このような状況での再増税が各災害の被災者の生活再建を妨げることは必至です。 よって、国及び政府関係機関においては、国民生活に多大な影響を及ぼす消費税の引き上げに対しては、経済状況等を総合的に勘案し、特にも各種災害の被災地の現状を考慮し、十分に論議を尽くし、かつ説明責任を果たすよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】私学助成の充実強化を求める意見書 私立高等学校は、これまで子どもたちの学ぶ意欲にこたえる特色ある教育を積極的に展開し、公教育の一翼を担い、社会の各分野で活躍できる人材を輩出してきました。 しかしながら、少子化による生徒数の減少等により私立高等学校の経営は厳しさを増しています。高等学校等就学支援金制度が創設され、教育費の保護者負担の軽減が図られたものの、依然として公私間には、公費支出や保護者負担に大きな格差があり、私立高等学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。 こうした状況の中、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校の経営の健全性を高めていくため、公費助成の一層の充実が求められています。 よって、国及び政府関係機関においては、中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域内の私立高等学校に対する助成の増額を含め、私学助成の充実強化を図られるよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実強化と国への助成制度の一層の拡充を求める意見書 私立高等学校は、これまで子どもたちの学ぶ意欲にこたえる特色ある教育を積極的に展開し、公教育の一翼を担い、社会の各分野で活躍できる人材を輩出してきました。 しかしながら、少子化による生徒数の減少等により私立高等学校の経営は厳しさを増しています。高等学校等就学支援金制度が創設され、教育費の保護者負担の軽減が図られたものの、依然として公私間には、公費支出や保護者負担に大きな格差があり、私立高等学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。 また、県内には、平成23年３月の東日本大震災で被災した施設や設備の復旧に多額の費用を要した高等学校や、老朽化した校舎の耐震化対策を講じる必要がありながら、早期の整備が困難な高等学校もあります。 こうした状況の中、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校の経営の健全性を高めていくため、公費助成の一層の充実が求められています。 よって、県においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域内の私立高等学校に対する助成の増額を含め、私学助成の充実強化を図ること。 ２　私立高等学校に対する経常費助成の増額など、私学助成制度の一層の拡充を国に求めること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。ろう者は耳が聞こえないため、手話を物の名前や抽象的な概念などの意思疎通を図る言語として、大切に受け継ぎ発展させてきました。 しかし、明治13年にイタリアで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議されました。我が国においてもろう学校では口話法が用いられるようになり、昭和８年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されました。これにより、ろう者の第一言語である手話は長い間使用が禁止されてきました。つまり、手話は法的に言語として認められていなかったのです。そのため、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、さまざまな差別や排除を受けてきました。 近年、手話はろう者にとって重要なものであるとの認識が広まりつつあります。平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」には、「手話は言語」であることが明記され、我が国においても、平成23年に成立した「改正障害者基本法」で、「すべての障がい者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が保障される」と定められました。しかし、この基本法はあくまでも手話が認められたということだけであり、ろう者の生活する権利を守るためには不十分なものとなっています。手話が音声言語と対等な言語として使用できるようにするためには、「障害者基本法」の内容を具体的に規定する法律の制定が必要です。 よって、国及び政府関係機関においては、ろう者の権利を保障し、ろう者としての尊厳を持つことができ、ろう者とろう者以外の国民が互いに理解し合い、共生していくことができる社会を実現するため、次の事項を実現するよう強く求めます。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、耳の聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、ろう者が自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境を作るための「手話言語法(仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、 【件　　　名】地域公共サービスを着実に推進する地方財政の充実を求める意見書 地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域公共サービスの拡充を図るためには、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額の確保は不可欠です。 しかし、政府の経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されており、地域公共サービスの質及び量を確保するためにも、安定的な地方税財源を確立することが極めて重要な課題です。 地方自治体の実態に見合った歳出、歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。 こうした中で、８月７日に人事院が勧告した「公務員給与の総合的見直し」は、公務員給与について大都市と地方との地域間格差の拡大を柱とするものでした。公務員給与が及ぼす地方交付税算定への影響を考えれば、地方財政の厳しさは一層増すことになります。 よって、国及び政府関係機関においては、地域公共サービスを着実に推進する地方財政の充実のため、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場において、十分な協議のもとに決定すること。 ２　人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。 ３　人事院が勧告した「公務員給与の総合的見直し」は、公務員給与について大都市と地方との地域間格差を拡大するだけでなく、地方交付税にも影響を与え、地方財政の厳しさに拍車をかける結果となるため、このような見直しは改めること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続を求める意見書 東日本大震災から３年が経過しました。被災地では、いまだ地域の復旧・復興の遅れから先行きの見通しが立たない中、家庭や地域での様々な問題が子どもたちの生活に大きな影響を与えています。 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、就学支援等を実施するために創設されたもので、この交付金により、幼稚園の保育料や入園料、小・中学校の学用品費や通学費、高等学校の奨学金、私立学校の授業料等の減免など多くの就学支援等が行われ、被災した子どもたちや保護者に大きな安心感を与えてきました。 しかし、この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成 26 年度までの事業となっており、平成 27 年度以降どうなるのか見えない状況となっています。この交付金の対象者は平成 25 年度で 52,436 人となっており、これからもこの事業を必要とする子どもたちはいまだに数多くいます。 よって、国及び政府関係機関においては、引き続き平成 27 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続していただくよう、強く要望します。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 26 年９月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続を求める意見書 東日本大震災から３年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するもので、2011 年度の国の補正予算において、2014 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設された経緯があります。 事業対象の子どもの数は全国で、2011 年度 67,639 人、2012 年度 58,352 人、2013 年度 52,436 人となっており、久慈市においても、2014 年度小中学生 60 人以上が対象児童生徒となっており、支援の継続が必要な状況となっています。学校現場からも 2014 年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。 こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう、下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2015 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成26年９月12日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 【件　　　名】「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書 2006（平成18）年12月に国連総会で採択され、2008（平成20）年発効した「障害者権利条約」第２条には、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語であると国際的に認知された。 国内では、2011（平成23）年８月に一部改正された「障害者基本法」第３条第３項において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められ、同法第22条において、国及び地方公共団体に対し、障がい者の情報取得や意思疎通を図ることができるようにするため、情報提供施設の整備や意思疎通仲介者の養成・派遣等が図られるよう必要な施策を講じることを義務づけていることから、手話が音声言語と同様な言語であることを広く国民に示し、日常生活、就労、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが万遍なく保障され、手話を必要とする人が自由に社会に参加できる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を用い、独自の語彙や文法体系でもって表現する言語であり、手話を使用する聴覚障がい者（児）にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として極めて重要な役割を担っている。 2013（平成25）年６月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別を受けることなく、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。 よって、国会及び政府は、下記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。 記 １　聴覚障がい者の家族や身近な人たちに、手話に関する情報提供を行うとともに、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使用することのできる教育環境づくりを進めること。 ２　手話が音声言語と同様な言語であることを広く示すとともに、国民が手話に触れ、手話を習得できるための環境づくりを進めること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 26 年９月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】消費税 10%への引き上げ反対の意見書 本年４月より消費税率が８％となり、住民の生活と景気に大激震を与えています。 総務省が発表した５月の家計調査では、消費支出が前年同月比 8.0%減り、減少率は４月の 4.6%から拡大、東日本大震災があった 2011 年３月のマイナス 8.1%以来の落ち込みとなり、増税による深刻な影響は誰の目にも明らかです。 それにもかかわらず、政府は夏場に向けて経済を強め、その夏場の経済指数を踏まえて 12 月初旬にも来年 10 月からの消費税 10%を決定するとしています。 しかし、たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりは顕著であり、中小企業・労働者を土台とする国民経済は、一方で年金等社会保障削減の影響を受け、さらなる消費税増税は一層の深刻な消費不況を招き、地域経済に計り知れない影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にもまったく逆行します。 これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大などの地域経済の壊滅的打撃を与えます。 こうした状況をふまえ、下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 １　消費税 10%への引き上げをしないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】消費税 10%増税の中止を求める意見書 　本年４月より消費税が８％となり、住民の生活と景気に大激震を与えています。 　総務省が発表した５月の家計調査では、消費支出が前年同月比 8.0%減り、減少幅は４月の 4.6%から拡大、東日本大震災があった 2011 年３月の 8.1%減少以来の落ち込みとなり、増税による深刻な影響は誰の目にも明らかです。 　それにもかかわらず、政府は夏場に向けて経済を強め、その夏場の経済指標を踏まえて 12 月初旬にも来年 10 月からの消費税率 10%を決定するとしています。 　しかし、経済格差の広がりは顕著であり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済に計り知れない影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にもまったく逆行します。 　また４月の増税により、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売上減と消費税負担増によって塗炭の苦しみであります。 　これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など地域経済の壊滅的打撃を与えます。 　以上のことから、地方自治法第 99 条の規定により、政府に対し、消費税増税中止を求める意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 35 人以下学級について、これまで小学校１年生、２年生と拡充が継続して進められてきた。 しかし、小学４年生までは岩手県独自による拡充が行われることになったものの、政府による予算措置は出されていない。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校など生徒指導の課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源補償すべき必要がある。また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30 人を挙げている。国民も３０人以下学級を望んでいることは明らかである。 また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請である。 子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2015 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、強く求めるものである。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続を求める意見書 東日本大震災から３年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われている。 具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額、国が負担・支援するものである。 2011 年度の国の補正予算において、2014 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設された。 事業対象の子どもの数は全国で、2011 年度 67,639 人、2012 年度 58,352 人、2013 年度 52,436 人となっており、時間の経過と共に対象の人数は減少してきてはいるものの、未だ復興半ばであり、地域経済の不安定な現状から支援の継続が不可欠であると考える。 学校現場からも 2014 年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いている。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもの学びの機会を切れ目なく支援していくことが、人材育成・人材創出の拡大にもつながるものと考える。 こうした観点から、経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学が補償されるよう、下記事項の実現を強く求める。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2015 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】政府による緊急の過剰米処理を求める意見書 平成26年産米は、宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4,000円程度下回る12,000円台（１俵60kg)」などと取りざたされ、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。 この間、米の生産費が16,356円（60kg当たり全算入　平成19年～平成23年平均）という一方で、米価下落が続いています。農家手取りベースで4,000円前後の赤字という状態がこの数年の傾向です。さらに平成26年産米から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止となり、稲作農家の経営は圧迫されています。 このもとで米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになります。とりわけ、規模拡大をしてきたいわゆる「担い手」の経営への打撃は計り知れないものがあります。 そもそも、この春から秋にかけての米価の下落は、政府の姿勢によるものが大きいと考えられます。平成25年度、平成26年度の基本指針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年６月末の在庫が２年前に比べて75万トンも増える見通しを認識しながら、何ら対策を講じてこなかった政府の責任が問われています。また、「攻めの農政改革」で５年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。 主食の米の需給と価格の安定を図るのは、政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。こうした緊急対策も含めて政府が「米の需給と価格の安定に責任を持つ」姿勢を明確にすることが今、最も求められています。 以上の主旨から、次の事項について取り組まれるよう強く求めます。 記 備蓄米買い入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、岩手県知事 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書 東日本大震災では、「医療崩壊」、「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 厚生労働省が2011年６月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて」の通知（５局長通知）では、「必要な人材の確保を図りながら、 看護師等が健康で安心して働ける環境を整備し、『雇用の質』を高めていくことが喫緊の課題です。」としています。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。 記 １　医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。 ２　国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】過剰米対策を求める意見書 2014 年産の米価の概算払いは、主力の「ひとめぼれ」で 8,400 円（60 ㎏当たり）と前年の 11,200 円から大幅に下落の状況にある。このことにより、当地域への影響は、2013 年の販売額に対して 11 億円余が減収となる見込みである。 加えて、戸別所得安定対策が半減され、当地方の米の生産は、その生産費が約 14,000 円であることから、再生産への意欲が大きく減退することは必至である。 また、2014 年産米は、本年 10 月には全国で 50 万トン以上の過剰米発生が懸念される事態となっている。 国民の主食である米の需給と価格の安定を図ることは政府の重要な役割である。 よって、下記の事項について、早急な対応を求め意見書を提出する。 記 1　緊急の対策として、さらなる備蓄米の買い入れを行い、過剰米対策を行うこと。 2　再生産への意欲が持てるような生産費に見合う対策を講じること。 3　政府は、米の需給と価格の安定に責任を持つ対策を明確に示すこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成26年９月18日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。 しかし、手話通訳者養成・派遣・設置事業の法制化などにより社会的に手話を認められてきているものの、その活用や認識はまだまだ充分とはいえない状況である。 2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚障がいの子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 よって、国におきましては、上記内容を踏まえた「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県教育委員会教育長 【件　　　名】小規模高校の存続と十分な教育の機会の提供を求める意見書 岩手県教育委員会は、東日本大震災津波によって中断していた高校再編について、今年度より県立高等学校教育のあり方検討会を設置してその方向性についての議論が本格的に始まっている。 高校再編をめぐっては、人口減少、少子化などの社会的環境の変化に対応するものとして、その議論は避けて通れないものと認識する一方、学校の存廃が地域の子どもたちや地域社会への影響も危惧されるところである。 前回の高校再編計画では、一学年４クラス、小規模校でも一学年２クラスといった画一的な基準によって、地域の事情は考慮されず、強行に再編が実施されたところもあったが、報道によれば、小規模校の存続についても画一的な基準ではなく、十分に地域事情に考慮するよう求める声が検討会内部にもあるということは誠に見識のある意見と評価するものである。 現在、県内には一学年１クラスの高等学校が存在しているが、地域の子どもたちにとっても通学の諸負担や地元への貢献、地域社会の人材育成の観点からも学校の存続は地元の大きな希望である。 一方で、一学年１クラスとなれば、進学、就職とさまざまな進路選択をする上で、十分な指導体制が取れるか懸念も尽きない。子どもたちの進路達成と人材育成の観点からも、一学年２クラスを維持できる体制を構築することはきわめて大切であり、県当局にあっては安易に学級減するのではなく、十分な議論と将来的見通しを示した上で、地元中学校と当該高校との連携を密にしながら、地域社会との合意形成のもとで進めるべきである。 なお、当地域においては宮城県内の高校再編による人材流出、２つの私立高校が設置されている実態、高校配置のバランス上の課題などもあり、これらを考慮した上で、高校再編議論に当たるべきである。 以上のことから、下記のことについて、意見書を提出する。 記 １　現在議論が進められている高校再編については、画一的な基準による存廃の決定ではなく、子どもたちの希望と地域の実情を十分に考慮し、特に小規模校が存続できるようにすること。 ２　小規模校での十分な教育を担保し進路選択を実現させる観点から、安易に学級減をするのではなく、就職、進学それぞれに対応したクラス編成となるよう、県立学校と市町村中学校の連携を密にし、学級数の維持について努力すること。 ３　県境地域という事情や私立学校との関係を踏まえるなど、高校再編や学科再編等については地域の事情を十分に考慮するとともに、地域の合意を前提にした進め方とすること。

市町村議会名	意見書の内容
	4　今後の学校再編等にあっては、十分な指導の下、進路達成と地元の人材育成の観点から、柔軟なクラス、コースの編成などが可能となるようにするほか、指導力の高い教諭の配置など、教育の質の向上に努めること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣 【件　　　名】鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書 シカ、クマ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少している。 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は、国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行った。 法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることになるが、施行に当たっては、下記事項について十分に留意して実施されるよう強く要望する。 記 １　都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。 ２　市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣 【件　　　名】被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続を求める意見書 東日本大震災から３年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われている。 具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。2011 年度の国の補正予算において、2014 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設された。 事業対象の子どもの数は全国で、2011 年度 67,639 人、2012 年度 58,352 人、2013 年度 52,436 人となっており、支援の継続が必要である。当市の小中学校においても 54 人が対象となっている。学校現場からも 2014 年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いている。 こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう次の事項を実現するよう強く要望する。 記 １　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2015 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、復興大臣 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除復活を求める意見書 東日本大震災により被災された本県の国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方に行っている 2013 年２月６日時点のアンケート調査結果では、窓口負担が発生した後どうするのかの問いに対し、「通院回数を減らす」、「通院できない」があわせて 43.6%でした。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」、「通院できなくなった」が 46.4%に上りました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。アンケートの意見には、「医療費が免除されているため助かっています」、「年金で国保税、介護保険料がすごく負担です」、「仮設住宅に住み、住宅再建を望んでいますが、年金暮らしで、生活費を切り詰めています。閉塞感に押しつぶされそうです」などの切実な声が寄せられています。本県は６月 30 日時点で 31,529 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保道半ばです。住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 また、現在免除が打ち切られている社保の方の「通院回数を減らした」理由は、「経済的理由」、「医療費が負担」が上位を占めています。 つきましては、国におかれては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現していただきますよう要望いたします。 記 １　国は、被災された方の医療費窓口負担の免除を復活させてください。 ２　国は、被災された社保の方の医療費窓口負担の免除を復活させてください。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された本県の国民健康保険と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行っている 2013 年２月６日時点のアンケート調査結果では、窓口負担が発生した後どうするのかの問いに対し、「通院回数を減らす」、「通院できない」があわせて 43.6%でした。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」、「通院できなくなった」が 46.4%に上りました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。アンケートの意見には、「医療費が免除されているため助かっています」、「年金で国保税、介護保険料がすごく負担です」、「仮設住宅に住み、住宅再建を望んでいますが、年金暮らしで、生活費を切り詰めています。閉塞感に押しつぶされそうです」などの切実な声が寄せられています。本県は６月 30 日時点で 31,529 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保道半ばです。住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきましては、岩手県におかれては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現していただきますよう要望いたします。 記 １　県は、被災された方の医療費窓口負担の免除を2015年１月以降も継続してください。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】憲法第９条の許容内での安全保障法制の整備を求める意見書 我が国は戦後、過去の反省にたち日本国憲法の下で一貫して平和国家としての歩みを進め、安定し豊かな国民生活を築いてきた。一方で、憲法の施行から67年が経過し、我が国を取り巻く国際環境は、周辺諸国における大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、海洋資源をめぐる争い、国際テロ組織による脅威など、地域の緊張が高まってきていることも否めない。 政府は７月１日の臨時閣議に於いて、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行った。それには、従来の憲法解釈と整合性を保ち、憲法上許される自国防衛のための武力行使の限界を示すとともに、今後、国民の命と平和を守り抜くために、切れ目ない国内法整備に取り組むとした方針が明記されている。 そこで、国内法における安全保障法制の法案作成にあたっては、閣議決定された「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。従って、従来の政府見解における憲法第９条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。」との記述の通り、憲法第９条の下で許容される自衛の措置を逸脱することなく取り組むことを強く求めるものである。 また、国民に対しての説明責任を果たすために、国会での審議は、憲法の規範性、論理的整合性、法的安定性などの議論を深め、十分な審議を行うことを要望するものである。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 26 年 10 月 1 日 【提　出　先】農林水産大臣 【件　　　名】政府による緊急の過剰米処理を求める意見書 2014 年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を 4,000 円下回る 12,000 円台（1俵 60 キロ)」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念される。この間、米の生産費が 16,356 円（60 kg当たり全算入、2007 年～2011 年平均）という一方で、米価暴落が続いており、農家手取りベースで 4,000 円前後の赤字という状態がこの数年の傾向である。さらに 2014 年産米から経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止となり、稲作農家の経営は圧迫されている。 このもとで米価がさらに暴落すると、再生産が根底から脅かされることになり、とりわけ、規模拡大をしてきたいわゆる「担い手」の経営への打撃は計り知れないものがある。 この春から秋にかけての米価の下落は、政府の姿勢によるものが大きいと考えられ、2013 年・2014 年度の基本方針を決めた昨年 11 月の「食糧・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年6月末の在庫が2年前の在庫と比べて 75 万トンも増える見通しを認識しながら、何ら対策を講じてこなかった政府の責任が問われている。また、「攻めの農政改革」で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。 主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、「米の需給と価格の安定に責任を持つ」姿勢を明確にして緊急に対策を実施することが求められている。 以上の趣旨から下記の事項を要望する。 記 備蓄米買入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 26 年 10 月１日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与している。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫している。また、生徒一人当たりに支出される教育費が公立学校と比べて低いことが、私学の教育諸条件が改善されない大きな要因になっている。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められている。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう下記事項を要望する。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成をさらに充実すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 26 年 10 月 1 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、 2015 年度政府予算に係る意見書 教育予算について、日本のＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある 32 カ国）の中でほぼ最下位となっている。 また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられた。これにより、厳しい地方自治体財政は大きく圧迫され、臨時的任用教職員の増大を招き、非正規雇用が常態化している今、学校間において教育条件格差が生じている。 さらに、政府は国家公務員の臨時特例減額措置に準じた地方公務員給与削減を地方自治体に要請しており、教職員の人材確保への支障と教育の機会均等・水準確保に多大な影響を与えかねない状況である。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもや若者の学びを絶え間なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大へとつなげる必要がある。 こうした観点から 2015 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要望する。 記 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 26 年 10 月１日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善をはかるための、 2015 年度政府予算に係る意見書 現在、35 人以下学級は小学校１年生にとどまり、２年生以上の拡充が予算措置されておらず、日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧できめ細やかな対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。 学校では、新しい学習指導要領により、授業時間や指導内容が増加しており、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ、不登校などの生徒指導等、課題が山積している。こうしたことへの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われているが、このことは自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要がある。 また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げていることから、国民も 30 人以下学級を望んでいると思われる。 こうした観点から 2015 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要望する。 記 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 26 年 10 月１日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣 【件　　　名】軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書 軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。 主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様である。 この病態は、世界保健機構において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されている。 しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療においてあまり知られておらず、また、ＭＲＩなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。 さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。 以上のことから、医療機関をはじめ、国民、教育機関への啓発・周知が重要であると考える。 こうしたことから、国では現状を踏まえて、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く求める。 記 １　業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。 ２　労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。 ３　軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 26 年 10 月 1 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、財務大臣、復興大臣 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された岩手県の国保と、後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生する。 岩手県保険医協会が被災者の方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し、「通院回数を減らす」、「通院できない」が合わせて 49.7%であった。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られたが、「通院回数を減らした」、「通院できなくなった」が 43.8%に上った。この結果から、国保や後期高齢者の負担が発生すると、社保同様の事態となることは明白である。アンケートの意見では、「震災で仕事を失ってしまい免除に助けられています」、「仮設にいる間は免除して頂きたい」、「年金生活で今は国保税、介護保険料、地方税、消費税８％と大変です。土地も高くなってきており再建できません。助けて下さい」などの切実な声が寄せられている。 岩手県は、６月 30 日時点で 31,529 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされている。事業所の再開や雇用の確保も不透明で、住宅建設の費用も高騰している。そのような中で窓口負担が発生すると、必要な受診が妨げられることは明らかである。 こうしたことから、国では被災された方の健康保持のため、下記の事項について実現するよう強く求める。 記 １　国は、被災された方の医療費窓口負担免除を今後も継続すること。 ２　国は、被災された社保の方の医療費窓口負担の免除を復活させること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 26 年 10 月 1 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された本県の国保と、後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生する。 岩手県保険医協会が被災者の方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し、「通院回数を減らす」、「通院できない」が合わせて 49.7%であった。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られたが、「通院回数を減らした」、「通院できなくなった」が 43.8%に上った。この結果から、国保や後期高齢者の負担が発生すると、社保同様の事態となることは明白である。アンケートの意見では、「震災で仕事を失ってしまい免除に助けられています」、「仮設にいる間は免除して頂きたい」、「年金生活で今は国保税、介護保険料、地方税、消費税８％と大変です。土地も高くなってきており再建できません。助けて下さい」などの切実な声が寄せられている。 本県は、６月 30 日時点で 31,529 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされている。事業所の再開や雇用の確保も不透明で、住宅建設の費用も高騰している。そのような中で窓口負担が発生すると、必要な受診が妨げられることは明らかである。 こうしたことから、岩手県は被災された方の健康保持のため、下記の事項について実現するよう強く求める。 記 県は、被災された方の医療費窓口負担の免除を 2015 年１月以降も継続すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 26 年 10 月 1 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 わが国においてウイルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅳ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。 また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。 他方、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。 肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。 こうしたことから、下記の事項について実現するよう強く求める。 記 １　ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。 ２　身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】東日本大震災の被災者の国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担金及び介護保険の利用料等の支援制度の継続を求める意見書 東日本大震災の被災者の国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の保険料、医療費及び利用料の全額免除制度が一昨年９月で打ち切られ、以来、国の既存の災害減免の枠内で免除費用の最大８割補助に切り替えられました。 これを受け、岩手県は市町村の負担が１割で済むように財政支援を行って来ました。このことは、被災者を励まし、生活支援に大きく寄与してきました。 しかし、被災者の住宅再建やふるさとへの復帰の状況を見るとき、被災後３年半を経過した今もなお、大きな改善を見るに至ってはおらず、７月 31 日現在、31,072 名の方が仮設住宅暮らしを余儀なくされており、事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。 また、岩手県保険医協会が実施したアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し、「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 49.7%となっており深刻です。 これらのことからも、今後とも被災者の健康を維持し、病状の悪化を予防するために、そして、被災者が自立した生活を送ることが出来るまで、国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担金及び介護保険の利用料等の支援制度を継続すべきです。 つきましては、被災された方の命と健康を守るため、下記の事項について対策を講じられるよう強く要望いたします。 記 1　2014 年 12 月までとなっている被災者の国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担金及び介護保険の利用料等の支援制度を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣 【件　　　名】被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続を求める意見書 東日本大震災から３年６ヶ月が経過しました。東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して、自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により対象者や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で負担・支援するものです。2011 年度の国の補正予算において、2014 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。 事業対象の子どもの数は全国で、2011 年度 67,639 人、2012 年度 58,352 人、2013 年度 52,436 人となっており、支援の継続が必要です。学校現場からも、2014 年度で終了することのないよう、制度の継続を強く望む声が届いています。 こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう、下記事項について強く要請します。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、2015 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続するよう強く要請します。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣 【件　　　名】ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 我が国においてウイルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎患者が 350 万人以上と言われるほど蔓延しているのは国の責めに帰すべき事由によるものであることは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」において確認されているところであり、国の法的責任は明確になっております。 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されておりますが、対象となる医療がＢ型・Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、Ｂ型肝炎への核酸アナログ製剤治療に限定されているため、助成対象外患者が相当数に上っております。特に肝硬変または肝がん患者は、高額の医療費負担を強いられるばかりではなく、就労不能の場合も多く生活に困窮を来しております。 また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（いわゆる障害者手帳交付）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は当該患者への生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされております。 他方、平成 23 年 12 月の「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」制定時には、『とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること』との付帯決議がなされましたが、国においては未だ当該患者への医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じられておりません。 肝硬変及び肝がん患者は毎日 120 人以上が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であります。 つきましては、国においては患者の命と健康を守るため、下記の通り対策を講じられますことを強く要望いたします。 記 １　ウイルス性肝硬変及び肝がん患者に係る医療費助成制度を、早期に創設されること。 ２　身体障害者福祉法上の肝機能障害による障害認定に係る認定基準を緩和し、患者の実態に応じた制度とすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】地域経済を支える地方財政の充実・強化を求める意見書 今日、子育て、教育、医療、介護などの社会保障、環境対策の充実など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、これら地域公共サービスの拡充をはかるためには、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額の確保は不可欠です。 しかしながら、政府の経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されており、地域公共サービスの質及び量を確保するためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要な課題です。 地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。 こうした中で、８月７日、人事院は「公務員給与の総合的見直し」を勧告しました。その内容は、公務員給与について大都市と地方との「地域間格差」の拡大を柱とするものであり、地場中小の労働者の賃金水準が公務員に準拠している地方経済の成長に深刻な影響を与えかねません。そればかりか、自治体の事業執行を担う優秀な人材の確保という点でも悪影響を及ぼすことは必至です。 以上のことから、地域公共サービスを着実に推進する地方財政の充実と自治体における事業執行体制の安定的な確保に向けて、下記事項を要望いたします。 記 １　地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。 ２　社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。 ３　法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。 ４　償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。 ５　地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、

市町村議会名	意見書の内容
	臨時的な財源から社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。 6　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。 7　人件費削減などの行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。 8　復興教育の推進など山積する教育諸課題の解決に向けて教職員の人材確保が重要であることから、義務教育費国庫負担金を削減しないこと。 9　人事院が勧告した「公務員給与の総合的見直し」は、地方の公務員賃金の引き下げにとどまらず、当該地域の労働者の賃金水準全体の低下につながるものであり、「デフレ脱却」・「地域経済の活性化」をめざす政府の目標とも矛盾していることから、政府は、各自治体における賃金決定について「労使自治」を尊重すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】消費税増税の撤回を求める意見書 　政府は今年４月１日、消費税を８％に引き上げました。長引く不況に加え、多くの市民は「アベノミクス」の恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障費の自己負担増と三重苦を強いられています。消費税の価格転嫁が困難な中小企業の倒産、廃業も後を絶たず、地域経済は決定的に破壊されようとしています。 　政府は莫大な税金をつぎ込み、「消費税は社会保障財源に充てる」としていますが、低所得者ほど負担が重い弱いものいじめの税金は、社会保障財源としてふさわしくありません。財政再建のためというなら、税金の使い方を国民の暮らし、福祉優先に切り換え、法人税率を見直し、大企業、大資産家に応分の負担を求める必要があります。 　以上のことから、国においては、国民の切実な実態と声を受け止め、消費税増税を撤回するよう要望いたします。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学教育の充実と発展を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実と発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は少子化などにより厳しい環境に置かれており、私立学校に通わせる保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる公費が公立学校と比べて低いことは、私立学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、国及び県においては、このような私学教育を取り巻く現状を考慮し、過疎地域の私立高等学校への特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実されるよう強く要望いたします。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】手話言語法（仮称）制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。 2006（平成 18）年 12 月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」には、「手話は言語」であることが明記されています。 「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。 よって、国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望いたします。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善及び義務教育費国庫負担制度の２分の１復元を求める意見書 35人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた35人以下学級の拡充が、2014年度は予算措置されておりません。 日本はOECD諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を更に引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として26人から30人をあげており、国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。 社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まったことによる授業時数や指導内容の増加に加え、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっており、いじめや不登校等生徒指導の課題もあることから、これらの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行なわれており、このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。 子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられるよう、憲法に教育を受ける権利が定められておりますが、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられたことにより、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えています。 よって、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であることから、2015年度の政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望いたします。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】政府による緊急の過剰米処理を求める意見書 2014 年産米取引価格の全国的大暴落が強く懸念され、生産費が取引価格を超えている状況が続く一方、米価下落も続いており、さらに 2014 年産米から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止となり、稲作農家の経営は圧迫されています。 主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。こうした緊急対策も含めて政府が「米の需給と価格の安定に責任を持つ」姿勢を明確にすることが今、最も求められています。 以上の状況にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。 記 1　備蓄米買い入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 26 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農業委員会・企業の農地所有・農協改革など、「農業改革」に関する意見書 「農協改革」「農業委員会の公選制廃止」などを含む政府の「農業改革」は、農業関係者のみならず地域に大きな衝撃を与えています。 農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うことになり、農業生産法人の要件緩和と合わせ、企業の農地取得に道を開くことにつながります。 また、農協中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするものです。地域経済や労働者の雇用にも重大な影響を与えます。 いま食料危機が心配されるなか、将来にわたって安全・安心な食料生産・供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であります。農業政策の基本を、企業の参入・進出に置くのではなく、家族農業を基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティーの維持、協同組合を発展させることこそが重要だと考えます。 以上の状況にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。 記 １　「骨太方針 2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」を中止すること。 ２　農業改革にあたっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化等、生産の振興と食料自給率の向上に資するものにすること。 以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 26 年９月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】政府による緊急の過剰米処理を求める意見書 　2014 年産米は、超早場米・早場米地帯の消費地での取引価格が前年を１俵 60 ㎏当たり 4,000 円程度下回るなどと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されています。 　また、今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたもとで、現状でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落すれば、再生産が根底から脅かされることになります。とりわけ、規模拡大をしてきたいわゆる「担い手」や専業稲作農家等への打撃は、はかり知れないものがあります。 　この米価の下落は、2013・2014 年度の基本方針を決めた昨年 11 月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年６月末の在庫が２年前に比べて 75 万トンも増える見通しを認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で５年後に政府が需給調整から撤退する方針を出したことも追い打ちをかけています。 　主食の米の需要と価格の安定をはかるうえで、政府の役割は重要であります。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給調整を行い、緊急に対策を実施することが求められます。 　以上の趣旨から、下記の事項について要望いたします。 記 　１　備蓄米買い入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うこと。 　以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 26 年９月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 　私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 　現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。 　また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、私立学校の教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 　こうした状況の中で、教育条件の維持向上と、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 　よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 記 １　私立高校に対する私学助成金を更に充実させることを求めます。 　以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 26 年９月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、復興大臣 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された岩手県の国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保健医協会が被災された方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 49.7%でした。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 43.8%に上りました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。アンケートの意見には「震災で仕事を失ってしまい免除に大変助けられています」「仮設にいる間は免除して頂きたい」「年金生活で国保税、介護保険料、地方税、消費税８％と負担が大きく大変です。土地も高くなっており再建できません。助けて下さい」などの切実な声が寄せられています。 岩手県は６月３０日時点で 31,529 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきまして国におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現して頂きますよう要請いたします。 記 １　国は、被災された方の医療費窓口負担免除を今後も継続して下さい ２　国は、被災された社保の方の医療費窓口負担の免除を復活させて下さい 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 26 年９月 24 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された本県の国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保健医協会が被災された方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 49.7%でした。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 43.8%に上りました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。アンケートの意見には「震災で仕事を失ってしまい免除に大変助けられています」「仮設にいる間は免除して頂きたい」「年金生活で国保税、介護保険料、地方税、消費税８％と負担が大きく大変です。土地も高くなっており再建できません。助けて下さい」などの切実な声が寄せられています。 本県は６月３０日時点で 31,529 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきまして岩手県におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現して頂きますよう要請いたします。 記 １　県は、被災された方の医療費窓口負担免除を 2015 年１月以降も継続して下さい 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】消費税 10%増税の中止を求める意見書 本年４月から消費税率が８％となり、住民の生活と景気に大きな影響を与えている。 総務省が発表した５月の家計調査では、消費支出が前年同月比 8.0%減少し、減少幅は４月の 4.6%から拡大、東日本大震災があった 2011 年３月の 8.1%以来の落ち込みとなり、増税による影響は明らかである。 それにもかかわらず、政府は夏場に向けて経済を強め、その夏場の経済指標を踏まえて 12 月初旬にも来年 10 月からの消費税率 10%を決定するとしている。 しかし、たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりは顕著であり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一方での年金等社会保障削減の影響を受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、財政再建にも逆行する。 また、４月増税に伴って危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい今日のなかでは困難であり、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売上減と消費税負担増によって厳しい状況にある。 これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など地域経済に大きな影響を与える。 以上のことから、地方自治法第 99 条の規定により、政府に対し消費税増税中止を求める意見書を提出する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】農林水産大臣 【件　　　名】政府による緊急の過剰米処理を求める意見書 2014 年産米は、宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を 4,000 円程度下回る 12,000 円台（１俵 60 ｷﾛ)」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が懸念される。 この間、米の生産費が 16,356 円（60kg あたり全算入　2007 年～2011 年平均）という一方で、米価下落が続いている。農家手取りベースで 4,000 円前後の赤字という状態が、この数年の傾向である。さらに、2014 年産米から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止となり、米生産農家の経営は圧迫されている。 このもとで米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなる。とりわけ、規模拡大をしてきたいわゆる「担い手」の経営への打撃ははかりしれないものがある。 本町の農業は、岩手県内一の野菜総合産地のため野菜農家の割合が多いが、米生産農家も約 1,100 戸あり、米の粗生産額は約６億円となっている。今年の米価下落は、これらの米生産農家の経営に大きな影響を与える。 そもそも、この春から秋にかけての米価の下落は、政府の姿勢によるものが大きいと考えられる。2013 年・2014 年度の基本指針を決めた昨年 11 月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年６月末の在庫が２年前に比べて 75 万ﾄﾝも増える認識をしながら、何ら対策を講じてこなかった政府の責任が問われている。また、「攻めの農政改革」で、５年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。 主食の米の需給と価格の安定をはかるのは、政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められている。こうした緊急対策を含めて、政府が「米の需給と価格の安定に責任を持つ」姿勢を明確にすることが、今、最も求められている。 以上の趣旨から下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 記 １　備蓄米買い入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農業委員会・企業の農地所有・農協改革など、「農業改革」に関する意見書 「農協改革」、「農業委員会の公選制廃止」などを含む政府の「農業改革」は、農業関係者のみならず地域に大きな衝撃を与えている。 一連の改革は、5 月 14 日に政府の規制改革会議農業ワーキンググループが出した原案に基づいて、６月 13 日に規制改革会議が答申を出し、さらに６月 24 日に出された、政府の「骨太方針 2014」並びに「新成長戦略」に盛り込まれた。 この「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国」をつくる成長戦略の一環として出されている。日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業の利益のために解放しようとするものである。そして、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言している。 農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになる。農業生産法人の要件緩和と合わせ、企業の農地取得に道を開くことにつながる。 また、農協中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするものである。地域経済や労働者の雇用にも重大な影響を与える。 この方向は、企業の利益のために、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することにつながりかねない。ＩＣＡ（国際協同組合同盟）会長も、「協同組合の根本的な原則に攻撃を加えている」と批判している。（６月１日　同ウェブサイトにて声明） これらの「農業改革」は、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼす。今、食料危機が心配されるなか、将来にわたって安全・安心な食料生産・供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であり、国連も今年を国際家族農業年としている。農業政策の基本を、企業の参入・進出に置くのではなく、家族農業を基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持、協同組合を発展させることが重要だと考える。 以上の趣旨から下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 記 １　「骨太方針 2014」並びに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」を中止すること。 ２　農政改革にあたっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化等、生産の振興と食料自給率向上に資するものにすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成26年９月18日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書 69年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅させ、多くの人の命を奪いました。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきました。 被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被傷者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。 国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下現行法と表現する）によって被爆者施策を行っています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受忍論の立場に立っていることによります。 ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法を原爆被害に対する国の償いを明記した内容とする法律に改正する必要があります。 原爆被害に対する国の償いは、国が原爆被害を償うことによって、ふたたび被傷者をつくらない誓いを、宣言することと考えます。 やがて、被爆70年を迎えようとしており、一日も早い国の償いが求められていることから、下記項目を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正が行われますよう意見書を提出します。 記 １　ふたたび被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。 ２　原爆死没者に償いをすること。 ３　すべての被爆者に償いをすること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、 岩手県知事 【件　　　名】私学教育を充実・発展させるための意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し関係法律の「改正」をしないことを求める意見書 集団的自衛権の行使は、これまで半世紀以上にわたり、歴代の政権が憲法上の制約から容認できないとしてきたものです。このため、2003 年の自衛隊イラク派遣では、「武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」という二つの歯止めがかけられたもとで行われたものでした。 安倍内閣が去る７月１日に行った集団的自衛権の行使を容認する閣議決定は、戦後の日本の国のあり方を根底から覆すものです。これほど重要な事を、一内閣の憲法解釈の変更と閣議決定で行うとは、近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり断じて許されません。国の最高法規は憲法であり、これに反する閣議決定は無効です。よって速やかに閣議決定を撤回し関係法律の「改正」をしないことを強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣 【件　　　名】消費税 10%増税の中止を求める意見書 　本年４月より消費税率が８％となり、市民の生活と景気に大激震を与えています。 　総務省が発表した５月の家計調査では、消費支出が前年同月比 8.0%減り、減少幅は４月の 4.6%から拡大、東日本大震災があった 2011 年３月の△8.1%以来の落ち込みとなり、増税による深刻な影響は誰の目にも明らかです。 　それにもかかわらず、政府は夏場に向けて経済を強め、その夏場の経済指標を踏まえて 12 月初旬にも来年 10 月からの消費税率 10%を決定するとしています。 　しかし、たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりは顕著であり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一方での年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済に計り知れない影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にもまったく逆行します。 　また４月増税にともなって危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい今日のなかでやはり困難であり、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売上減と消費税負担増によって塗炭の苦しみにあります。 　これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大を招き、地域経済へ壊滅的打撃を与えます。 　以上のことから、地方自治法第 99 条の規定により、政府に対し、消費税増税中止を求める意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書 東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しているなか、公務労働者は国・地方を分かたず、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいます。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮しています。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などの取り組みは極めて困難であったと考えられます。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割の発揮が不可欠なことが改めて明らかになりました。 その一方で、現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する、「道州制」導入の議論が活発化しています。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民のくらし・福祉・教育などに関わる国家責任が大きく後退すること、また、更なる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大がいっそう進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念されます。 さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けています。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど生活への不安は増すばかりとなっています。こうしたなかで、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠です。 出先機関の原則廃止をはじめとする「地域分権改革」や「道州制」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに憲法第 25 条の完全保障を求める国民的要求にも背くものです。 よって、政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望します。 記 １　憲法第 25 条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サ--ビスの体制・機能の充実を図ること。 ２　防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成26年９月18日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、復興大臣 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された岩手県の国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年12月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて49.7％でした。また、社保の方は2012年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が43.8％に上りました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。アンケートの意見には「震災で仕事を失ってしまい免除に大変助けられています」「仮設にいる間は免除して頂きたい」「年金生活で今は国保税、介護保険料、地方税、消費税８％と大変です。土地も高くなっており再建できません。助けて下さい」などの切実な声が寄せられています。 岩手県は６月30日時点で31,529名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきまして国におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現して頂きますよう要請致します。 記 １　国は、被災された方の医療費窓口負担免除を今後も継続して下さい。 ２　国は、被災された社保の方の医療費窓口負担の免除を復活させて下さい。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年９月 18 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された本県の国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 49.7%でした。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 43.8%に上りました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。アンケートの意見には「震災で仕事を失ってしまい免除に大変助けられています」「仮設にいる間は免除して頂きたい」「年金生活で今は国保税、介護保険料、地方税、消費税８％と大変です。土地も高くなっており再建できません。助けて下さい」などの切実な声が寄せられています。 本県は６月 30 日時点で 31,529 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきまして岩手県におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現して頂きますよう要請致します。 記 １　県は、被災された方の医療費窓口負担の免除を 2015 年１月以降も継続して下さい。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実についての意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、復興大臣 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された岩手県の国民健康保険と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が１２月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」、「通院できない」があわせて49.7%でした。また、社会保険加入者の方は平成２４年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」、「通院できなくなった」が 43.8%に上りました。アンケートの意見には「震災で仕事を失ってしまい免除に助けられている」、「仮設にいる間は免除してほしい」などの切実な声が寄せられています。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。 岩手県内では、６月３０日時点で３１，５２９人の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばであり、住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で、窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 よって、国においては、被災された方の健康保持のため、下記項目を実現するよう強く求めます。 記 １　被災された方の医療費窓口負担免除を今後も継続すること。 ２　被災された社会保険加入者の医療費窓口負担の免除を復活させること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された岩手県の国民健康保険と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が１２月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」、「通院できない」があわせて 49.7%でした。また、社会保険加入者の方は平成２４年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」、「通院できなくなった」が 43.8%に上りました。アンケートの意見には「震災で仕事を失ってしまい免除に助けられている」、「仮設にいる間は免除してほしい」などの切実な声が寄せられています。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。 岩手県内では、６月３０日時点で３１，５２９人の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばであり、住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で、窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 よって、県においては、被災された方の健康保持のため、下記項目を実現するよう強く求めます。 記 1　被災された方の医療費窓口負担免除を平成２７年１月以降も継続すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】文部科学大臣、財務大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続を求める意見書 東日本大震災から３年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。平成２３年度の国の補正予算において、平成２６年度まで必要な支援できるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。 事業対象の子どもの数は全国で、平成２３年度は６７，６３９人、２４年度は５８，３５２人、２５年度は５２，４３６人となっており、支援の継続が必要です。学校現場からも平成２６年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。 こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう平成２７年度政府の予算編成において下記事項の実現を強く求めます。 記 １　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成２７年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣 【件　　　名】「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。 平成１８年１２月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成２３年８月に成立した「改正障害者基本法」では、「すべて障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第２２条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもなどが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。 よって、国においては、下記事項を適切に講じるよう強く求めます。 記 1　手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもなどが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】農林水産大臣、岩手県知事 【件　　　名】米価下落に対する早急な対応を求める意見書 全農いわて県本部の示した 2014 年産米の概算金は、本町の主力品種「あきたこまち」が前年比 3,300 円減の 7,900 円、「いわてっこ」が 3,800 円減の 7,100 円と、過去最低の水稲栽培農家にとって極めて厳しい価格設定となった。 これは、農家努力による生産費削減の限界を超え、再生産が不可能な金額である。国では今年度から、農家所得の倍増を目指し、全都道府県に農地中間管理機構を設立し、担い手への農地集積を加速化することとした。しかしながら、この米価では担い手が農地を借受けることができず、小規模農家の廃業が進み、引き受け手のない農地の耕作放棄地化が急速に進むことが懸念される。 このため、国、県、市町村及び関係機関が一体となった早急な対応が必要と思われることから、次のことを緊急に要望するものである。 ①　米の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、早急に発動するとともに、ナラシ移行のための円滑化対策のかさ上げ等要件緩和を図ること。 ②　米の過剰在庫を主食用米から切り離し、需給が均衡するための対策を講ずること。 ③　農家が生産意欲を維持し、かつ、需給調整に積極的に参加できるよう水田活用の直接支払交付金の増額を図ること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求める意見書 国は、集団的自衛権の行使について、立憲主義を踏まえた国民的な合意を得るよう努めるとともに慎重に対応するよう強く要望する。 理由 集団的自衛権について、歴代政権は、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第９条の下で許容されている自衛権の行使の範囲を超えるものであり許されないとしてきた。 先のアジア・太平洋戦争の教訓から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、国民主権、戦争の放棄、基本的人権の保障を三大原則とする日本国憲法を制定して戦後の歩みを始めたものであり、戦争の放棄が、自衛戦力を含め全ての戦力を放棄する趣旨であったことは、憲法制定議会における吉田首相の答弁からも明らかである。 各種世論調査では、集団的自衛権の行使容認を多くの国民は認めていないことが明らかとなっており、政府に一番に取り組んでほしい国内の課題は、震災被災地の早期復興をはじめとした地域経済の回復であり、集団的自衛権の行使容認については、十分な国民的議論もなされているとは必ずしも言えない。 よって、国においては、立憲主義を踏まえた国民的な合意に向けて丁寧に議論を積み重ねるとともに、慎重に対応するよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。現在では、ろう学校でも手話を使って指導できる職員がいるが限られている。 また、手話通訳者養成・派遣・設置事業の法制化などにより社会的に手話を認められてきているものの、その活用や認識はまだまだ充分とはいえない状況である。 2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め 2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 よって平泉町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 26 年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣 【件　　　名】消費税１０%への引き上げに反対する意見書 本年４月から消費税率が８％に増税され、さらには物価や原材料の高騰が、地方の住民の生活と景気に影響を与えている。総務省が発表した５月の家計調査では、消費支出が前年同月比８．０％減少しており、減少幅は４月の４．６％から拡大、東日本大震災があった平成２３年年３月の８．１％の減少以来の落ち込みとなっている。この深刻な状況は、消費増税によるものであることが明らかとなっている。 アベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、地方の経済状況は厳しく、中央との経済格差の広がりは顕著である。国民経済を土台から支えている中小業者、そこで働く勤労者の生業とくらしは、厳しさを増す一方である。現在の状況で、消費税１０％への引き上げは、いっそう深刻な消費不況を招き、地方経済に計り知れない影響を与えることは必至である。経済を冷え込ませることは税収減に直結し、財政再建にも逆行する。 よって国においては、さらなる消費税増税を行わないことを求める。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 26 年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書 　歴代政権は、憲法第９条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの見解を踏襲してきた。 　しかし、安倍首相は、平成２６年２月２０日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を与党と議論して政府として責任を持って閣議決定し、その上で国会において議論いただきたいと述べ、国会審議を経ず、内閣の一存で強行する考えを示し、政府は、安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し、与党内で調整をした上で閣議決定した。 　このように一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、国民の理解が得られるとは言い難い。 　よって、国においては、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。 　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金継続に係る意見書 東日本大震災から３年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。2011 年度の国の補正予算において、2014 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。 事業対象の子どもの数は全国で、2011 年度 67,639 人、2012 年度 58,352 人、2013 年度 52,436 人となっており、支援の継続が必要です。学校現場からも 2014 年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。 こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう、政府予算編成において下記事項の実現について、強く求めます。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2015 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】ＴＰＰ交渉に関する意見書 政府は、９月５日にワシントンでの自動車分野に関する実務者協議、同月３日から１０日のハノイでの１２カ国の首席交渉官会合を終えたが、決着への道筋はなお見えない状況である。 こうした中、オバマ米大統領は今年１１月の大筋合意を掲げており、依然として予断を許さない状況が続いている。 ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、農林漁業、食の安全、医療制度、保険など国民生活に広く影響を及ぼし、ＩＳＤ条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。 もとより、こうした不安や懸念が払拭されないまま交渉に参加したことに問題がある。これまで数多くの道府県や市町村の議会が反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対してきた。国論を二分した世論状況にある。 政府はこれまで再三にわたって「国益を守る」とし、与党は農産品５品目の関税撤廃の除外等を決議しているが、政府の交渉方針は明確でなく、守れる保障は全くない。さらに政府は、情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきたが、秘密保持契約を理由に合意後４年間は交渉内容を明らかにしないとされている。 このまま推移するなら、国民は交渉の内容や経過、日本政府が何を主張したかも知ることなく結論だけを押し付けられる危険性がある。このように、現状においては、国民的議論の不十分さに加えて国益を守れる保障がない。このことから、次のとおり対応されるよう強く要望する。 記 １　ＴＰＰ交渉及び日米二国間の並行協議について、国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣 【件　　　名】緊急の過剰米処理を求める意見書 2014年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4,000円程度下回る12,000円台（60㎏）」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されています。岩手県の「ひとめぼれ」生産者への概算金は、前年を2,800円下回る8,400円（1等米60㎏）で、「いわてっこ」など3,800円下落した品種もあります。全国的に、農家の手取りベースで4,000円前後の赤字という状態がここ数年の傾向です。 さらに2014年産米から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金は事実上廃止となり、稲作農家の経営は圧迫されています。このもとで米価がさらに暴落すれば、再生産が根底から脅かされることになります。とりわけ、担い手層の経営への打撃は計り知れないものがあります。 そもそも、この春から秋にかけての米価の下落は、2013年度、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年６月末の在庫が２年前に比べて75万トン増える見通しを国が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で５年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。 主食の米の需給と価格の安定をはかることは国の重要な役割です。過剰傾向が明確になっている今、国の責任で需給の調整を行い、対策を実施することが急務です。 よって、下記事項の実現を強く求めます。 記 1　備蓄米の買い入れをはじめ、国の責任で緊急に過剰米処理を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続を求める意見書 東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な幼児児童生徒を対象に、全額国費で就学支援等を行う「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が2012年度から2014年度まで実施されています。 これまで、全国で延べ17万人を超す子どもがこの支援を受けており、今後も被災した幼児児童生徒が経済的な困窮により就学等困難な状況に陥ることのないよう、継続して支援する必要があります。 このことから、政府予算編成において、下記事項の実現を強く求めます。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の幼児児童生徒の就学等を保障するため、2015年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いで、制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法廷の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払で済み、東北では本県以外のすべての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払が不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。 つきまして、本県におかれましては、住民の健康増進及び早期発見・早期治療による重病化防止のため、次の項目について要望します。 記 1　県は医療費助成制度について現物給付を導入して下さい 以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算拡充を求める意見書 義務標準法では、１学級あたりの定員を小学校一年生から二年生まで３５人とすることとしていますが、それ以上の拡充が進んでいません。岩手県では、加配措置を活用した県独自予算として、３５人学級の拡充を小学校三年生、四年生まで行っています。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級あたりの児童生徒数や教員１人あたりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。 社会状況等の変化により、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化し、発達障害など、特別な支援を要する子どもたちへの対応も課題となっています。このような課題の解決に向け、一人ひとりの子どもに丁寧な支援、対応を行うためには、１学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善がぜひとも必要です。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６人～３０人を挙げています。国民も３０人以下学級を望んでいることは明らかです。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられました。その結果、地方自治体財政は圧迫され、非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、２０１５年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 １　小中学校における一学級あたりの定員を３０人以下とし、適切な定数改善を進めること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を二分の一に復元すること。 ３　学校施設整備費、教材費や図書費、就学援助費や奨学金、学校や通学路の安全など、特にも被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、復興大臣 【件　　　名】都道府県単独医療費助成制度における現物給付にかかる交付金削減の撤廃を求める意見書 岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上減額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払が不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。 しかし現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が削減されてしまいます。なぜ国は、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを課すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、憲法25条にも規定されているように国の責務ではないでしょうか。 以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期の実現を求めます。 記 １　国は現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減をやめて下さい 以上、地方自治法第99条の規定による意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、復興大臣 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された岩手県の国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年 1 月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行っているアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 49.7%でした。また、社保の方は 2012 年 2 月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 43.8%に上りました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。アンケートの意見には「震災で仕事を失ってしまい免除に大変助けられています」「仮設にいる間は免除して頂きたい」「年金生活で今は国保税、介護保険料、地方税、消費税 8%と大変です。土地も高くなっており再建できません。助けて下さい」などの切実な声が寄せられています。 岩手県は 6 月 30 日時点で 31,529 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきまして国におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現して頂きますよう要請致します。 記 1　国は、被災された方の医療費窓口負担の免除を今後も継続して下さい 2　国は、被災された社保の方の医療費窓口負担の免除を復活させて下さい 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続を求める意見書 東日本大震災から 3 年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するもので、2011 年度の国の補正予算において、2014 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設された経緯があります。 事業対象の子どもの数は全国で、2011 年度 67,639 人、2012 年度 58,352 人、2013 年度 52,436 人となっており、普代村においても、2014 年度小中学生 25 人が対象児童生徒となっており、支援の継続が必要な状況となっています。学校現場からも 2014 年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。 こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう、下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2015 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 26 年９月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成を更に充実させることを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 26 年９月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】消費税１０％への増税の中止を求める意見書 本年４月より消費税率８％となり、住民の生活と景気に大激震を与えている。 総務省が発表した５月の家計調査では、消費支出が前年同月比８．０％減り、減少幅は４月の４．６％から拡大、東日本大震災があった２０１１年３月の▲８．５％以来の落ち込みとなり、増税による深刻な影響は誰の目にも明らかである。 それにもかかわらず、政府は夏場に向けて経済を強め、２０１４年１１月公表する７月から９月の国内総生産（ＧＤＰ）などの景気指標を見たうえで、年末に２０１５年１０月からの消費税率１０％を決定するとしている。 しかし、たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりは顕著であり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一方での年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済に計り知れない影響を与えることは必至だ。それは、全体としての税収の減額を招き、財政再建にもまったく逆行している。 また４月増税にともなって危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい今日のなかでやはり困難であり、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売上減と消費税負担増によって塗炭の苦しみにある。 これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など地域経済の壊滅的打撃を与える。 以上のことから、地方自治法第９９条の規定により、政府に対し、消費税増税中止を強く要望し意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 26 年９月 12 日 【提　出　先】文部科学大臣、財務大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた意見書 東日本大震災から３年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。２０１１年度の国の補正予算において、２０１４年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。 事業対象の子どもの数は全国で、２０１１年度６７，６３９人、２０１２年度５８，３５２人、２０１３年度５２，４３６人となっており、支援の継続が必要です。学校現場からも２０１４年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。 こうした状況をふまえ、国におかれては、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう強く要望します。 記 １　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもの就学・修学を保障するため、引き続き、２０１５年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 26 年９月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、復興大臣 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続・復活を求める意見書 東日本大震災により被災された本県の国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年１２月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行っている２０１３年２月６日時点のアンケート調査結果では、窓口負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて４３．６％でした。また、社保の方は２０１２年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が４６・４％に上りました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。アンケートの意見には「医療費が免除されているため助かっています。」「年金で国保税、介護保険料がすごく負担です。」「仮設住宅に住み、住宅再建を望んでいますが、年金暮らしで、生活費を切り詰めています。閉塞感に押しつぶされそうです。」などの切実な声が寄せられています。本県は6月３０日時点で３１，５２９名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅建設の費用も高騰しています。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 また、現在免除が打ち切られている社保の方の「通院回数を減らした」理由は、「経済的理由」「医療費が負担」が上位を占めています。 つきましては、国におかれては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現して頂きますよう要望いたします。 記 １　国は、被災された方の医療費窓口負担の免除を今後も継続して下さい。 ２　国は、被災された社保の方の医療費窓口負担の免除を復活させて下さい。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、法務大臣、外務大臣 【件　　　名】集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求める意見書 国は、集団的自衛権の行使について、立憲主義を踏まえた国民的な合意を得るよう努めるとともに慎重に対応するよう強く要望します。 理由 集団的自衛権について、歴代政権は、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第９条の下で許容されている自衛権の行使の範囲を超えるものであり、許されないとしてきました。 先のアジア・太平洋戦争の教訓から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、国民主権、戦争の放棄、基本的人権の保障を三大原則とする日本国憲法を制定して戦後の歩みを始めたものであり、戦争の放棄が、自衛戦力を含め全ての戦力を放棄する趣旨であったことは憲法制定議会における吉田首相の答弁からも明らかです。 各種世論調査では、集団的自衛権の行使容認を多くの国民は認めていないことが明らかとなっており、政府に一番に取り組んでほしい国内の課題は、震災被災地の早期復旧・復興をはじめとした地域経済の回復であり、集団的自衛権の行使容認については、十分な国民的議論もなされているとは必ずしも言えません。 よって、国においては、立憲主義を踏まえた国民的な合意に向けて丁寧に議論を積み重ねるとともに、慎重に対応するよう強く要望します。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書 69年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅させ、多くの人の命を奪いました。それから今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきました。 被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。 国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づいて被爆者援護施策を行っていますが、原爆症認定に関する運用上の問題などにより、被爆者の救済は十分になされているとは言えません。高齢化した被爆者たちは、原爆死没者及び全ての被爆者に対する一刻も早い国の償いを趣旨とし、ふたたび被爆者をつくらないとの決意を込めた現行法の改正を求めています。 よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望します。 記 1　ふたたび被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を法の目的として明示すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】消費税10%増税の中止を求める意見書 本年４月より消費税率が８％となり、住民の生活と景気に大激震を与えています。 総務省が発表した５月の家計調査では、消費支出が前年同月比8.0%減り、減少幅は４月の4.6%から拡大、東日本大震災があった2011年３月の8.1%以来の落ち込みとなり、増税による深刻な影響は誰の目にも明らかです。 それにも関わらず、政府は12月初旬にも来年10月からの消費税率10%を決定するとしています。 しかし、たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりは顕著であり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一方での年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済に計り知れない影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にもまったく逆行します。 これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など地域経済の壊滅的打撃を与えます。 以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき、政府に対し、消費税増税中止を求める意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特定交付金」継続を求める意見書 東日本大震災から３年が経過しました。東日本大震災で被災した家庭の子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するもので、2011年度の国の補正予算において、2014年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設された経緯があります。 事業対象の子どもの数は全国で、2011年度67,639人、2012年度58,352人、2013年度52,436人となっており、野田村においても、2014年度小中学生48人が対象児童生徒となっており、支援の継続が必要な状況となっています。学校現場からも2014年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。 こうした状況を踏まえ、東日本大震災で被災した家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう、下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 1　東日本大震災によって被災した家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2015年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実についての意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望します。 記 1　過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を求め、私学助成金をさらに充実することを求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算拡充を求める意見書 義務標準法では、１学級あたりの定員を小学校一年生から二年生まで35人とすることとしていますが、それ以上の拡充が進んでいません。岩手県では、加配措置を活用した県独自予算として、35人学級の拡充を小学校三年生、四年生まで行っています。 社会状況等の変化により、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化し、特別な支援を要する子どもたちへの対応も課題となっています。このような課題の解決に向け、一人ひとりの子どもに丁寧な支援、対応を行うためには、１学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善が必要です。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられました。その結果、地方自治体財政は圧迫され、非正規雇用教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 １　小中学校における一学級あたりの定員を30人以下とし､適切な定数改善を進めること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を二分の一に復元すること。 ３　学校施設整備費、教材費や図書費、就学援助費や奨学金、学校や通学路の安全など、特にも被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】消費税 10%増税の中止を求める意見書 本年４月より消費税率が８％となり、住民の生活と景気に大きな影響を与えています。 総務省が発表した５月の家計調査では、消費支出が前年同月比 8.0%減り、減少幅は４月の 4.6%から拡大、東日本大震災があった 2011 年３月のマイナス 8.1%以来の落ち込みとなり、増税による深刻な影響は明らかです。 それにもかかわらず、政府は夏場の経済指標を踏まえて 12 月初旬にも来年 10 月からの消費税率 10%を決定するとしています。 しかし、たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、この増税による経済格差の広がりは顕著になり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一層深刻な消費不況を招き、地域経済に影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にも逆行するものです。 これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など地域経済に大きな打撃を与えます。 よって、消費税 10%増税の中止を強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】ふたたび被爆者をつくらないために「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（現行法）」改正を求める意見書 広島・長崎に世界で初めて原子爆弾が投下されてから69年になります。原子爆弾は人類がつくり出した最も残忍な兵器です。二つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人々の命を奪ったのみならず、一命を取りとめた人々も生涯癒やすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中で生活しなければならない被爆者となりました。被爆者は核兵器による犠牲が二度と生まれないよう願い、自らの命を削る思いで被爆体験を語り、地球上から核兵器をなくす運動を国内外において続けています。 国は、現行法に基づいて被爆者援護施策を行っていますが、原爆症認定に関する運用上の問題や、被爆者に高度な立証責任を要求するなどの制度設計上の問題が存在し、被爆者の救済が十分になされているとはいえません。また実態に合わない現行法とそれに基づく政府の対応に、被爆者たちが起こした原爆症認定集団訴訟では、連続して国が敗訴しその誤りが明らかになっています。 ふたたび被爆者をつくらないこと、また原爆によって破壊されたいのち、からだ、こころ、くらしを償うために、現行法を以下のとおり改正することを要望します。 記 １　ふたたび被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器廃絶を趣旨とする法の目的を明示すること。 ２　原爆症認定集団訴訟の判決を尊重し、原爆死没者及び被爆者に対する償いを法に規定すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 26 年９月 19 日 【提　出　先】文部科学大臣、財務大臣、復興大臣 【件　　　名】被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金継続を求める意見書 東日本大震災発生から、３年半が経過しました。被災した児童生徒も通常の学校生活に戻りつつあります。しかしながら、それぞれの家庭の生活再建は道半ばであり、生活に困窮する家庭の子どもたちへの支援が必要な状態に変わりはありません。 平成 23 年度の国の補正予算において平成 26 年度を期限として、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校、各種学校に対して、自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で負担・支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。 これまでの事業対象の児童生徒数は、平成 23 年度 67,639 人、平成 24 年度 58,352 人、平成 25 年度 52,436 人となっており、まだ支援の継続が必要な状況です。学校現場からも平成 26 年度で終了することのないよう制度の継続を強く求める声が届いています。 こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障されるよう要望します。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成 27 年度以降も引き続き全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成26年９月19日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、地方創生担当大臣 【件　　　名】消費税10%への増税施行停止を求める意見書 本年４月より消費税率が８％となり、国民生活に少なからず影響が出てきております。特にも地方経済においては、景気回復がいまだ実感できない中での増税となり、都市部の影響とは大きく異なる状況となっております。このような中、政府は現行法通り来年10月に10％へ増税するかどうかを、この夏場の景況により判断するとしております。 昨今の円安・原油高による石油製品の高騰により、地方の基幹産業である農林水産業は大きな打撃を受けています。また中央経済が回復状況にあるからといって、それがすぐに地方へと伝わるものではありません。都市部の好況感が地方で実感できるまで、通常でも半年から２年ほどの時間差があるといわれています。さらに報道でも明らかとなっているとおり、地方中小企業の経営は厳しさを増しております。医療・年金など社会保障財源確保の重要性には一定の理解をするものでありますが、地方経済の回復が実感されない状況でのさらなる増税は、一層都市部と地方の経済格差を広げるものとなります。このような中で、さらなる増税を実施した場合、地方経済及び住民に与える影響は計り知れないものがあります。 また、低所得者層への配慮として検討されている「軽減税率」、食料品などへの非課税品の拡大や福祉給付などの議論は遅々として進まず、増税のみが先行実施されることにより、低所得者層は更に生活が困窮することが想定されます。 消費税の再増税に向けては、地方経済の景況回復を注視し、また賃金水準の上昇を確認し、なおかつ生活弱者へのセーフティーネットを構築したうえで実施しても遅くないと考えます。 こうした観点から、以下の事項を実現するよう要望します。 記 1　消費税法附則第18条第３項の規定に基づき、地方経済を含めた状況等を総合的に勘案し、消費税率10％への改正施行を停止すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。